

Title	古代における渡海禁制の再検討
Author(s)	山内, 晋次
Citation	待兼山論叢. 史学篇. 1988, 22, p. 65-86
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/48038
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

古代における渡海禁制の再検討

山内晋次

はじめに

一〇世紀以後の対外関係史に関する通説においては、寛平六（八九四）年の遣唐使途絶後、日本の支配層は海外との通交を忌避する傾向をみせはじめ、その結果として、前代とくらべて著しく消極的な対外政策がとられるようになったとされている。このような理解の基礎となっているのが森克己氏の見解である。森氏は、「退嬰的」・「自己封鎖的」・「鎖国的」という語をもって当時の対外政策を総括し、ことに寛平期の直後の延喜期（九〇一〜九二三）にいくつかの重要な「鎖国的」政策が制定・確立されたとして、この時期を古代対外関係史上の画期的転換点ととらえている。本稿で検討しようとする一般個人の海外渡航を禁止するという制度も、以上のような森氏の図式においては、遣唐使という「公的」交通さえも停止される程に「退嬰的」な対外政策のなかでは、当然の結果として「私的」交通も厳禁されるはずであるという推論にもとづいて、先に述べた延喜の「鎖国」政策の重要な柱の一つとして位置づけられているのである。⁽¹⁾ 渡海の禁令に関する森氏のこのような見解は、夙く戦前において発表され

たものであるが、それ以後現在までの間、この見解に対して再検討を試みたものではなく、また渡海の禁令自体に關する新たな分析もみあたらない。最近の概説的論文においても、渡海の禁令に關しては、この森氏の理解が踏襲されている。⁽²⁾

しかし、このように通説とされている森説においてさえ、先述のようにあくまでも状況論的にその制度の延喜期における制定を推定するのみで、より一層具体的な制定時や、それがいかなる種類の法令として発布されたのかという点や、その法令が具体的にどのような条文であったのかという点などに關しては、何ら言及されていない。このように渡海の禁制の実体については、いまだ不明な点が多いのである。それ故、對外關係史上におけるその制度の位置づけ等に關して、森説を通説として素直に受け入れることには、私としては大きな抵抗を感じざるをえないのである。

そこで本稿においては、まず森氏が提示した渡海の禁制關係の史料を逐一吟味して氏の所説を批判的に検討し、ついで、従来見過ごされてきたが、その制度を考えるうえで重要と思われる新たな史料を示し、それに考察を加えつつ私なりに少しでも渡海の禁制の実体に迫ってみたい。

一 森克己説の再検討

まず、森氏において、延喜期に「個人の海外交通禁止」方針が決定された証拠史料とされてはいるが、それらをただちに「海外渡航禁止」令と結びつけることには、氏自身いまひとつ躊躇がみられる以下の四史料から検討しよう。

⑧ (i) 『扶桑略記』延長七(九二九)年五月二日条・大宰府牒

(略) 人臣無私、何有逾境之好、故猥存交通、春秋遣加貶之誠(略)

(ii) 同書・同日条・大式書状

納貢之礼、蕃王所勤(略) 所贈方奇、不敢依領、人臣之義、已無外交云々

⑨ 『本朝文粹』卷七・為清慎公報吳越王書

(略) 又所惠土宜、有憚容納、既恐交於境外(略)〔天曆元(九四七)年閏七月〕

⑩ 同書・卷七・為丞相贈大唐吳越公書状

(略) 抑人臣之道、交不出境、錦綺珍貨、奈国憲何(略)〔天曆七(九五三)年〕

⑪ (i)・(ii)は、新羅全州王甄萱よりの二度目の通交要求に対して、朝廷としては交聘を拒絶する旨大宰府をして甄萱あてに発給せしめた牒、および大式より彼にあてた書状である。⑫は、当時中国の浙江地方に勢力を張っていた吳越国王よりの書信に対して、ときの左大臣藤原実頼が遣わした返書である。⑬もまた同様に、吳越国王よりの重ねての通信に対して、右大臣藤原師輔が贈った返書である。

森氏は、これら四史料を「外交辞令的空虚な響きが多少感じられるかも知れない」と評して、これらと渡海の禁制との関係を、先述のように非常にあいまいなかたちでしかとらえていない。ところがまさにこの言葉には、これら四史料の性格に関する森氏の誤解が、象徴的にあらわれているのである。というのも、これらの史料は、甄萱・吳越王という、形式上あくまでも新羅の陪臣・唐の陪臣としてしか認められない者の通交要求に対して、『続日本

後記』承和七（八四〇）年一二月己巳条にもみえる「人臣無境外之交」という古代の伝統的外交論理に従って、朝廷および両大臣が交聘を拒否した史料なのである。⁽⁴⁾つまりこれらの史料は、当時王権の重要な一部分であった外交権の行使という問題にかかわるものである。とすれば、そのような性格の史料をもって、一般庶民までを対象とし、おそらくは軍事・警察的意味あいを強く持っていたであろう海外渡航禁令の存在を証明するのは、全く不可能なことが明らかであろう。すなわち、森氏は、君主間・為政者間のみで行なわれる外交と、それ以外の一般民衆が行なう海外往来とを明確に区別していなかったために、件の四史料に関して上述のようにあいまいな説明しかできなかつたのである。

それでは、これらの史料から、「個人の海外交通禁止」方針が延喜になってはじめて決定されたことは証明できるのかといえ、それもまた不可能である。これら四史料中に見える通交拒否の事態は、森氏の考えるような新方針の結果ではなく、先述のようにそれ以前からの伝統的外交論理に従った結果なのである。いずれにしても、以上四史料は、森氏の主張を証明する材料とはなりえない。

次に、森氏が、渡海禁令存在の決定的証左とする二つの事例を検討してみよう。

④寛徳二（一〇四五）年の清原守武らの入宋事件

この事例の関係史料としては、以下の四史料が知られる。

(i) 『百鍊抄』寛徳二年八月二九日条

諸卿定申法家勘申筑前国住人清原守武入唐事

(iii) 同書・永承二(一〇四七)年二月二十四日条

渡唐者清原守武配流佐渡国、同類五人可浴徒(二三)欠丸年之由被宣下、件守武、大宰府召進之、於貨物者納官厨家

(iii) 『扶桑略記』永承二年二月二十四日条

渡唐者清原守武配流佐渡国

(iv) 『西宮記』卷二一・臨時着欽例

(略) 宗金記云、永承二年十二月廿四日、今日渡唐犯人之首、清原守武配流佐渡国、領送使左衛門府生泰成信、府掌^{日下サ}早部信近等也、但有可着欽云々、仍乘馬並持弓胡篋參本府、是則於左獄門前可行之故也、而依大殿令奏給、被免着欽、又類門五人任勘文、可徒三年宣旨同下了、然而依殿下仰不令着欽、只禁獄計也

(i) では、筑前国住人清原守武の入唐(宋)に関する法家の勘文を、公卿が議定している。(ii)・(iii)・(iv)は、渡唐者清原守武らに対する処罰記事である。(ii)によれば、清原守武は佐渡国へ配流(≡遠流)され、同類五人は徒刑に処せられている。またこの史料によれば、守武らは大宰府により中央へ送られており、その際に没収された貨物(輸入物貨か)は、官の厨に納められている。(iii)においても、渡唐者守武は佐渡国配流と記されている。最後に(iv)によれば、守武は渡唐犯人一味の首犯として佐渡配流の刑、その類門五人は徒三年の刑がそれぞれ決定され、宣旨の下知によって刑が執行されている。これらの刑の重さからして、彼らはある程度重大な罪を犯したものであろう。なおこの執行の際には、特別のはからいとして着欽を免ぜられている。

(i) (iv)の史料からは、以上のようなことが読みとれる。しかし私には、森氏が主張するような海外渡航禁令の確実な存在を読みとることはできない。なるほど、史料中には「清原守武入唐事」・「渡唐者清原守武」・「渡唐犯人之首清原守武」と表記されており、守武らが宋へ渡った(もしくはは渡ろうとした)ことは事実としてよいであろう。しかし、これらの史料にみえる「入唐」・「渡唐」という行為自体が直接法に触れたのか、それとも、この「入唐」・「渡唐」行為に付随する何か他の行為により処罰を受けたのか、これらの表記のみでは判断としないように思われる。とすれば、森氏のように、これらの史料のみからただちに、渡海の禁令が確実に存在しており、彼らはそれに触れたために処罰されたのであるという結論を導き出すのは、危険ではなからうか。かりに、彼らの「渡唐」行為自体が渡海禁令に触れて処罰されたのであったとしても、これら四史料からは、森氏のもう一つの主張である延喜制定説など、全く成立する余地がないことは明らかであろう。

◎寛治六(一〇九二)年の大宰府権帥藤原伊房らの契丹遣使事件⁽⁵⁾

この事件が史料上に初めて現われてくるのは、『百鍊抄』寛治六年六月二七日条の「諸卿定申本朝商客渡契丹事」という記事である。『中右記』同日条には、「有陣定、是大宰府解状也、唐人隆珉為商客初通契丹国之路、銀宝貨等持来、子細見解状」と、契丹を経由して来航した宋商客のことがみえており、『百鍊抄』中に述べられている日本人の契丹渡航は、この大宰府解文で判明し、陣定の中で問題とされたのであろう。また、『遼史』道宗本紀・大安七(一〇九一)年九月己亥条には、「日本国遣鄭元鄭心及僧応範等二十八人来貢」とあり、朝廷で渡契丹商人のことが問題とされた寛治六年の前年に、日本人が(おそらくは鄭元・鄭心という宋商人の先導により)遼に至っていることが確認されるのである。なお、ここに名前のみえる「僧応範」は、後に述べる「僧明範」の誤記と考えて

さしつかえないであろう。

この後、『中右記』寛治六年九月一三日条には、契丹に渡った商人僧明範が、左衛府において検非違使等の勘問をうけたことがみえる。ここにおいて明範は、「件明範越立趣契丹国、経数月帰朝、所隨身之宝貨多」・「僧明範多以兵具売却金銀」と記されている。さらに同年一〇月二二日には、事件の真相究明のために、さらに明範を拷問すべきか、あるいは明範の陳詞をもって前権帥藤原伊房（寛治六年七月に権帥を辞し、当時は在京）に問うべきかが、陣定の場で議されている。⁽⁶⁾翌寛治七（一〇九三）年になると、二月一九日には、拷訊を受けていた明範が、前権帥藤原伊房の使として契丹に渡ったことを自白し、⁽⁷⁾三月一二日には重ねて議定が行なわれ、⁽⁸⁾一〇月一五日には、対馬守藤原敦輔を召して事件の経緯を問うべき旨が話し合われている。⁽⁹⁾翌寛治八（一〇九四）年になっても、二月二九日・⁽¹⁰⁾三月六日・⁽¹¹⁾五月三日・⁽¹²⁾五月一四日と議定がくり返されている。そして五月二五日になってやっと、法家の勘状にしたがい、前権帥藤原伊房は正二位より一階を降して従二位とし、同時に中納言職をとどむること、前対馬守藤原敦輔は従五位下の位記をとどむること等の処分が決定された。この時、以上二人の他にも多くの者が縁坐して処分をうけている。⁽¹⁴⁾以上のような処分の決定を承けて、五月二八日には、伊房・敦輔の罪過の残りに対する贖銅官符に請印がなされ、⁽¹⁵⁾ここで事件はひとまず終結している。藤原伊房に関しては、この後永長元（一〇九六）年七月一四日に正二位を復されたものの、⁽¹⁶⁾同年九月二二日の死に臨んでも中納言職を復されることはなかった。⁽¹⁷⁾

以上が契丹遣使事件の顛末である。ところがこの事例の諸史料においても、先述の④の事例と同様、渡航の禁令に触れたために処罰されたとはどこにも明記されていないのである。むしろ、『中右記』寛治六年九月一三日条に、「契丹是本是胡国也、有武勇聞、僧明範多以兵具売却金銀条已乖此令敷」とあることより考えれば、まずは、渡海

の禁制ではなく、兵器を交易したことが問題視されているのである。なお、ここにいう「此令」とはすなわち、『令義解』関市令に「凡弓箭兵器、並不得与諸蕃市易、其東辺北辺、不得置鉄治」とある規定の前半部分をさすものと考えられる。このようにみると、この㊤の契丹遣使事件の史料をもって、一般日本人の海外渡航禁止令が存在したことの確実な証拠とする森氏の主張は、成立し難いものといえよう。ましてや、これらの史料によるかぎりでは、その禁令の制定時期を延喜期に求めることなど全く不可能である。

以上、森氏において渡海の禁令が存在した決定的な証拠とされる㊤・㊦の事例をみてきたが、それら二つの事例からは森説が立証できないことがわかった。ところで、以上のような検討結果にくわえて、私としては、さらに森説の論理の体系自体に大きな疑問を感じざるをえない。というのも、これら二つの事例をもって厳格な禁令が存在していたことを証明しようとすることがわかった。ところで、森氏自身は、禁制が厳格に実施されていたことを証明するのに、㊤一〇四五年・㊦一〇九二年という時期の史料を使用する。ところが、森氏においては同時に、一一世紀は延喜の「鎖国的」外交政策・貿易統制策がほぼ崩壊してしまふ時期として理解されており、特に一一世紀の後半に至っては、日本商船が海外（特に高麗）へ続々と渡航しはじめる時期として説明されている。⁽¹⁸⁾とすれば、森氏自身そのような傾向を指摘している時期の史料㊤・㊦をもって、当時厳格な渡海の禁令が存在していたということを証明しようとするのは、はたして妥当な論証といえるのであろうか。ましてや、先にみたように史料の根拠が非常に薄弱であるにもかかわらず、自己の分析した単なる状況論にもとづいて禁令の制定時期を延喜期と推定し、それをただちに一五〇〇〜二〇〇〇年後の事例㊤・㊦と直結させてしまうような説明には、到底従うことができない。

以上のように、従来森氏によって示されてきた④⑤の事例からは、渡海の禁制が存在したということ自体、必ずしも証明されえないことがわかった。また、その禁制が延喜期において「鎖国的」方針にもとづいて制定されたという論点に至っては、全く史料の根拠がないことが明らかとなった。

二 『小右記』にみえる渡海の禁制

それでは、渡海の禁制というような法令は、一〇〜一二世紀ごろにおいて全く存在しなかったといつてよいのであろうか。

これに関連して、従来よりその存在は気づかれてはいたものの、森氏が主張する渡航禁令との関係で注目されることはほとんどなかった『小右記』の記事がある。それは、大日本古記録本の寛仁三（一〇一九）年八月三日条に置かれている、「言上対馬島判官代長岑諸近越渡高麗国隨身為刀伊賊徒被虜女拾人帰参状」という同年七月一三日付の大宰府解文である。⁽¹⁹⁾

同年三月から四月にかけての刀伊の入寇のおり、家族ともども刀伊の虜となった対馬判官代長岑諸近は、賊の隙をついて単身脱出した。しかし、いまだ囚われの身となっている家族の身を案じ、賊を追ってひそかに高麗国に渡った。そして、彼の地で家族の安否を確認した後帰国した。この解文は、諸近の帰国の報に接した大宰府が、その事の子細を中央政府に言上したものである。解文によれば、

①刀伊賊より一人身を脱した諸近は、家族の身を案じ、刀伊の地に赴くことを対馬島司に申請しようとしたが、やはり「渡海制」は重い。そこでしかたなく小船を盗み取り、高麗国へ渡った。

②高麗において家族の安否を確かめた諸近は、帰国にあたり、本朝においては「向異国之制」がすでに重いため、もし故なくして帰国すれば「公譴」をこうむることは必定であり、また、たとえ高麗よりの書牒を持参したとしても、何か他に確証となるものがなければ信用されないであろうと考えた。そこで、刀伊に囚われた日本人で、高麗の手によって救出された者をゆずり受けて証件人とし、ともに帰国しようとした。

③対馬島に帰還した諸近は、島司のもとに出頭して、身を公の裁定に委ねた。そこで対馬島司は、「投若異国、朝制已重、何況近日其制弥重」という理由により、諸近と彼が連れ帰った日本人女性三人の身柄を大宰府に進めた。

④この対馬島司の処置を承けて、大宰府は、「抑諸近所為先後不当也、越渡異域、禁制素重、況乎賊徒来侵之後、誠云、以先行者為与異国者、而始破制法而渡海、無書牒而還、(若力)召以将来虜者優而無坐其罪、恐不後憲、愚民偏思法緩輒渡海」という判断のもとに、今後渡海を企てる者たちの懲とするために諸近の身を禁候した。そして、下民の申すことであり信じ難いけれども、境外に関する情報であるので黙止するわけにはいかないとして、中央政府に言上した。

という四点において、「渡海制」・「向異国之制」・「投若異国」の「朝制」・「越渡異域」の「禁制」が問題とされている。これらを見ると、当時渡海して異国に行くことに対しては確かに禁制が存在し、その制は「朝制」・「制法」とされており、違反者には「公譴」が加えられる規定であったことがわかる。

この史料によれば、森氏の提示した④⑤の史料をもってしてもその存在の確実な証明ができなかった海外渡航の禁制が、一一世紀前半において確実に存在していたことになる。それではこの禁制は、森氏が主張するような延

喜の「鎖国」政策の一環として制定されたものであろうか。それとも、それ以外のある時期において制定されたものであろうか。残念ながら、その禁制の制定時期に関して、件の解文は何も語ってはくれない。ただ、その禁制は「已に重し」・「素より重し」として、寛仁三年以前にすでにそれが存在していたことを語るのみである。

管見のかぎりでは、この『小右記』にみえる渡海禁制の制定時期に関しては、坂本賞三氏が、一般向けの概説書中においてわずかに触れるのみである。⁽²⁰⁾坂本氏は、「いつごろ制定されたものかはつきりしないが、一〇世紀末にはわが国の人々が政府の許可なく海外に渡航することを禁止する法令があったらしいことをしめす事例がみられる」とし、まず、承和一四（八四七）年唐から帰国の途につこうとした円仁が日本人神御井らの便乗する船に乗り遅れたという事例を示し、⁽²¹⁾九世紀には日本商人も海外に渡航していたと説明する。そしてつぎに「ところが」として、さきの『小右記』にみえる渡海の禁制の事例を提示する。つまり坂本氏は、八四七年から一〇一九年の間のある時期、おそらくは一〇世紀ごろに、日本人の海外渡航を禁止する法令が制定されたと考えており、結果的には森説に非常に近い理解を示している。

ところがこの坂本氏の理解は、承和一四年の事例の解釈において一つの大きな誤りを犯しているのである。氏は、ここにみえる神御井という人物を、当時日唐間の貿易に活躍した民間商人の一人と考えているようである。そして民間商人が渡唐しているからには、当時一般の人々の海外渡航を禁止するような法令も存在しなかったであろうと推測したものと思われる。しかし、この神御井という人物は、単なる民間商人ではなく、本名を大神宿称巳井⁽²²⁾といひ、在唐する円仁への物資輸送の管理官という役目を帯びて、政府から唐へ遣わされた者と考えられるのである。ちなみに、彼はこの後も、唐において香薬を購入するための使として、朝廷より派遣されたことが知られる。

この時は、伊予権掾正六位上の官位にあった。このように、神御井が政府より派遣された公的な使人であるのなら、もし当時すでに一般人の海外渡航が禁止されていたとしても、彼はその制法にかかわらず渡海できたはずである。とすれば、坂本氏のように、この神御井の事例をもって、当時渡航の禁制が存在しなかったと断定することはできなくなる。そしてさらには、八四七年から一〇一九年の間において政府の対外政策が転換された結果、渡海の禁令が制定されたという坂本氏の図式自体、その根本的な拠りどころを失ってしまうのである。結局、坂本氏の考え方をもってしても、『小右記』にみえる渡海の禁制が一〇世紀に制定されたということを証明することはできないのである。

なお、管見のかぎりにおいても、『日本紀略』・『扶桑略記』等の編年体史書、『延喜式』・『類聚三代格』・『政事要略』・『類聚符宣抄』等の法令集、『三代御記逸文集成』・『貞信公記』をはじめとする古記録類、および『平安遺文』・『大日本史料』等の編纂史料類において（むろん現存史料という限界はあるが）、一〇〇〜一一世紀ごろにおける渡航禁令の制定を、直接的・間接的に立証するような史料は全くみえない。また、渡航禁令の条文の一部と思われるような史料も発見できない。さらに、王朝期の法令においても、やはりその母体となっている、養老律令の現存部分^分をみても、渡海の禁制の根拠となるような条文はみあたらない。

とすれば、『小右記』にみえる「渡海制」とは、一体どのような法的根拠にもとづくものであろうか。

三 『唐律疏議』越度縁辺閼塞条と渡海の禁制

そこでさらに視点をかえて、日本律の母法であり、養老律の散佚部分を補う際に主要な手がかりとなる『唐律疏

議」をみてみよう。するとそこに、日本における渡海の禁制の実体を考えるにあたって、非常に興味深い一条を見出すことができる。それは、衛禁律中の越度縁辺関塞条とよばれるものであり、国境関係の諸規定を含む以下のような条文である。⁽²⁴⁾

諸越度縁辺関塞者、徒二年、共化外人私相交易、若取与者、一尺、徒二年半、三尺、加一等、十五疋、加役流

疏議曰、縁辺関塞、以隔華夷、其有越度此関塞者、得徒二年(略)但以縁辺関塞、越罪故重(略)若共化外蕃人私相交易、謂市買博易、或取蕃人之物、及将物与蕃人、計贖一尺、徒二年半、三尺、加一等、十五疋、加役流

私与禁兵器者絞、共為婚姻者、流二千里、未入未成者、各減三等、即因使私有交易者、準盜論

疏議曰、越度縁辺関塞、將禁兵器、私与化外人者絞、共為婚姻者、流二千里、其化外人、越度入境、与化内交易、得罪、並与化内越度交易同、仍奏聽勅、出入国境、非公使者不合、故但云越度、不言私度、若私度交易、得罪皆同(略)因使者、謂因公使入蕃、蕃人因使入国、私有交易者、謂市買博易、各計贖準盜論、罪止流三千里(略)又準主客式、蕃客入朝、於在路不得与客交雜、亦不得令客与人言語、州県官人、若無事、亦不得与客相見、即是国内官人百姓、不得与客交関(略)

仁井田陞氏は、唐衛禁律中のこの条文が現存する養老衛禁律写本中にみられないのは、「日本関市令に『凡官司未交易之前、不得私共諸蕃交易』と規定し、犯すものあれば、違令の罪に問う趣旨であつたのかも知れない」として、その条文自体が本来日本律中には存在しなかつたものと考えている。⁽²⁵⁾

これに対して滝川政次郎氏は、まず、現存する養老衛禁律の写本が広橋本とよばれるただ一本である点からして、この写本が元来養老律に存在した条文を転写の間に脱落してしまつた可能性が十分にあると指摘する。ついで氏は、唐律越度縁辺関塞条は、(1)縁辺(国境)の関所を越度する罪、(2)官許を得ない私貿易を行なう罪、(3)禁兵器を輸出する罪、(4)化外の民(異邦人)と婚姻を結ぶ罪、(5)「(3)・(4)」の未遂罪、(6)遣外使節の私貿易を行なう罪と

いう六つの罪を定めたものであるとし、未遂罪の規定である(5)をのぞいて、(1)・(4)・(6)のそれぞれの部分について、養老律中に相当条文が置かれていたかどうかを検討する。⁽²⁶⁾以下にその検討結果を要約してみよう。

(1)「諸越度縁辺関塞者、徒二年」

日本において唐の縁辺の関塞に相当するものがあるとするれば、それは摂津・長門の二津である。しかし、奈良時代においては航海技術が幼稚であったので、日本人で海外密航を企てる者はおそらく皆無であり、この部分は日本律中に置く必要がなかったとする。

(2)「共化外人私相交易、若取与者、一尺、徒二年半、三疋、加一等、一五疋、加役流」

養老関市令には「凡官司未交易之前、不得私共諸蕃交易、為人糾獲者、二分其物、一分賞糾人、一分没官、若官司於其所部捉獲者、皆没官」という規定が存在する。また、『類聚三代格』卷一九・禁制事には、「応禁遏諸使越関私買唐物事」という延喜三(九〇三)年八月一日付の太政官符があり、この中に「律曰、官司未交易之前、私共蕃人交易者、准盗論、罪止徒三年」という律の逸文がみえる。すなわち、この逸文こそが前者関市令の規定に対応する養老衛禁律の律条であり、唐律越度縁辺関塞条のこの部分に相当する条文であるとする。

(3)「私与禁兵器者絞」

日本の優秀な弩が蝦夷や新羅の手にわたることを防止するために、日本律中にも存在したとする。また、養老関市令の「凡禁物、不得将出境、若蕃客入朝、别勅賜者、聴将出境」という規定に対応する律条としても当然存在したとする。

(4)「共為婚姻者、流二千里」

この部分の存否については、判断しかねるとする。

(6) 「因使私有交易者、準盜論」

養老関市令の「凡蕃客初入関日、所有一物以上、関司共当客官人、具録申所司、入一関以後、更不須檢、若無関処、初経国司亦准此」という規定や、『延喜式』卷二一・支蕃寮式の「凡諸蕃使人、将国信物応入京者(略)」其在路不得与客交雜、亦不得令客与人言語、所経国郡官人、若無事亦不須与客相見(略)」という規定は、外国使節一行が入京の途次、その所持品をもって人民と交易することを防止するためのものであり、それは同時に来朝使節の私貿易の全面禁止である。とすれば、国際信義上、逆に日本よりの使節に対してもその私貿易を禁ずる法令があったと考えられ、唐律のこの部分もまた日本律に存在したとする。

このように滝川氏は、(1) に関してはその存在を否定し、(4) に関しては存否の判断を保留するが、(2)・(3)・(6) については、字句の改修はあったにせよ、本来日本律中にも存在していたとする。

以上、『唐律疏議』の越度縁辺関塞条に関しては、その対応条文が日本律中に存在しなかったとする仁井田説と、一部削除はされたものの、残りの部分は存在したとする滝川説が対立している。まず仁井田説であるが、国情の違いはあるにせよ、唐律において徒・流・絞などの刑が課せられる程重大な諸罪が、日本律においては違令(養老雜律違令条文によれば「答五十」) というかなり軽い罪に置きかえられたとは考え難く、氏の所説を支持することはできない。そもそも仁井田氏は、越度縁辺関塞条が国境関係の重要規定であるという点を看過してはならない。ついで滝川説に関しては、後に詳しく検討するように(1)の部分の存在を否定する点には従い難いが、その他の部分に関してはおおむねその所説を認め得る。よって、私は滝川氏の存在説を支持したい。

さて、私はこのように滝川氏の存在説の立場に立つものであるが、氏が、公使にあらずして国境を越えた罪を規定する「諸越度縁辺閉塞者、徒二年」という部分は削除されたとする点については、大いに疑問を感じる。そこで、以下その理由を述べつつ、氏の所説を検討してみよう。

まず、滝川氏がこの部分の存在を否定する根拠は、奈良時代においては航海技術が幼稚で、渡海を企てる者さえいなかったであろうという点にある。確かに、航海技術のレベルの面からいえば、奈良時代のそれは、その後の時代とくらべると低い段階にとどまっていたかもしれない。しかしだからといって、渡海行為自体が技術的に不可能であり、日本人で渡航を企てる者もいなかったと考えるのはおかしい。考古学的にみても、海外諸地域との交流は、朝鮮半島を主として、律令制定以前のはるかな昔より確実に存在している。また文献上においても、夙に『漢書』地理志・『後漢書』東夷伝・『三国志』魏書東夷倭人条等において、倭人の大陸への朝貢往来が知られるのである。これらの事例からすれば、律令制定以前の日本においても、技術の低さを克服して海外への渡航が行なわれていたことは明白であり、滝川氏のように、律令が制定された時点において、海外渡航の技術自体が存在しなかったとすることは誤りである。とすれば、「諸越度縁辺閉塞者、徒二年」に相当する条文も当然必要とされ、本来律令において規定されていたと考えるべきであろう。そもそも、国境の出入に関する規定は、そこを越える技術の有無にかかわらず、統治領域を画定したり、支配地域内の治安維持を図ったりする意味で、あらかじめ法制化されるべき性格の規定ではなからうか。また、日本における律令制の確立が、当時の唐・新羅・日本をめぐる国際的緊張関係を背景として、日本の支配層が抱いた危機意識とそれに由来する中央集権化の切実性の中でなされたという点を考えれば、⁽²⁸⁾国境の出入に関する規定は、軍事的・警察的見地より、律制定の時点で必ず法制化されるべき規定

であったのではなからうか。

さらに理由を示そう。『唐律疏議』においては、越度縁辺関塞条の直後に、縁辺城戍条とよばれる以下のような条文が置かれている。

諸縁辺城戍、有外姦内入、謂非衆成師旅者、内姦外出、而候望者不覺、徒一年半、主司、徒一年、謂内外姦人出入之略、関於候望者

疏議曰、国境縁辺、皆有城戍、式遏寇盜、預備不虞、其有外姦内入、謂審入為姦、或行間諜之類(略)有内姦外出者、謂国内人為姦、出向化外、或荒海之畔、幽險之中、候望之人、不覺有姦出入、合徒一年半、雖非候望者、但是城戍主司不覺、得徒一年(略)

其有姦人入出、力所不敵者、伝告比近城戍、若不速告、及告而稽留不即共捕、致失姦寇者、罪亦如之

(疏議略)

この規定は、国境警備にたずさわる官吏が、その任務を怠って姦人を出入させた場合の処罰規定である。そしてこの条は、国境を妄りに出入した当事者に対する処罰規定を含む直前の越度縁辺関塞条と、互いに密接不可分の關係を有していると考えられる。ここで、養老衛禁律の現存部分をみると、唐律の縁辺城戍条に対応する条文が、

凡縁辺之城戍、有外姦内入、謂衆不滿百人者、内姦外出、而候望者不覺、徒一年半、主司、徒一年、謂出入之路、関於候望者

国境縁辺、皆有城戍、式遏寇盜、備預不虞、其有外姦内入、謂審入為姦、或作間諜之類(略)内姦外出者、謂国内人為姦、而出向化外、或荒海之畔、幽險之中、候望人、不覺有姦出入、合徒一年半、雖非候望者、但是城戍主司不覺、得徒一年(略)

其有姦入出、力所不敵者、伝告比近城戍国郡、若不速告、及告而稽留不即共捕、致失姦寇者、罪亦如之

(疏文略)

というように、唐律とほぼ同一の条文として存在している。とすれば、日唐の律の構成を対比してみた場合、唐律において国境関係規定として密接不可分な関係を有する二つの条文のうち、日本律においては、国境警備にたずさわる官吏の職責怠慢に対する処罰規定のみがとり入れられ、妄りに国境を越えた当事者に対する処罰規定は削除されたとは考え難い。やはり、養老律縁辺城戍条の直前には、唐律の「諸越度縁辺関塞者、徒二年」に対応する部分も含めた律条が存在したと考えるのが妥当であろう。また、養老律縁辺城戍条の疏文中に、「内姦外出者、謂国内人為姦、而出向化外」とあるのは注目される。ここで国内の人が姦を為して化外に出て行く場合が想定されているからには、滝川氏のように、律の制定時点において為政者が「諸越度縁辺関塞者、徒二年」に相当する条文を置く必要を感じなかったとするのは、誤まりであろう。

以上のような理由から、私は、日本律中においても、「諸越度縁辺関塞者、徒二年」に相当する条文が存在したものと考える。ただしこの場合、滝川氏のように、唐律の「縁辺関塞」に相当するものとして、摂津・長門の関津を考えるのは妥当ではないであろう。まず唐律越度縁辺関塞条の「縁辺関塞、以隔華夷」という疏議よりすれば、「縁辺関塞」とは夷と境を接する地域に存在するものと考えられよう。また、唐律縁辺城戍条および養老律縁辺城戍条の「縁辺(之)城戍」とは、「国境縁辺、皆有城戍」という疏議・疏文よりして、ともに異族と境を接する国境地域にあるものと思われる。これらの条文における「縁辺」の意味より考えて、日本における「縁辺関塞」もまた、蕃夷と直接境を接する地域に存在するものを指すと考えられよう。とすれば、滝川氏が主張する摂津・長門の二津は、地理的にみて不適當であろう。むしろたとえば、吉岐・対馬の国庁や防人関係の施設などがこれにあたりと考へたほうがよいであろう。

すなわち私の結論としては、この『唐律疏議』越度縁辺関塞条の「諸越度縁辺関塞者、徒二年」という部分に相当する条文を含む養老律逸条こそが、『小右記』にみえる「渡海制」であると考えるのである。さらに推測すれば、『小右記』の件の大宰府解文中に、「越渡高麗国」・「越渡異域、禁制素重」という表記がみられることや、四方を海に囲まれているという日本の地理的条件などから考えて、あるいは、唐律の「諸越度縁辺関塞者、徒二年」という条文が、日本律中においては「凡越渡異域者、徒〇年」というようなかたちに改修されていた可能性もあるのではなからうか。また、渡海の禁制の制定記事が、先述のように寛平・延喜以降の史料に全くみえないばかりか、さらには『続日本紀』以下の五国史にさえ（何度かの対新羅関係が非常に緊張した時期があったにもかかわらず）⁽²⁹⁾みえない事実は、その制法がすでに律の中に規定されていたことを消極的ではあるが示唆するのではなからうか。

ただし、そのような禁制が存在したからといって、それが常に厳格に実施されていたとは思われない。たとえば、『小右記』長徳三（九九七）年九月一三日条には、高麗より牒状をもたらし「大宰人」・「日本人」のことがみえる。また、承暦四（一〇八〇）年には、日本商人の手によって、高麗より日本医師派遣を要請する牒状もたらされ、このことを言上した大宰府解文には「商人往反高麗国、古今例也」と記されている。⁽³⁰⁾これらの事例と、先述の『小右記』の寛仁三年七月一三日付の大宰府解文とを考え合わせれば、すくなくとも一〇〜一一世紀ごろにおいては、渡海の禁制は、実際には、刀伊の入寇などの極度の対外的緊張状態が勃発した場合においてのみ官人層に強く意識される、という程度の規制力しか持っていなかったものと考えられる。⁽³¹⁾

おわりに

以上、古代における海外渡航禁止令の実体について検討を行ってきた。その結果、まず、その制度が延喜期における「鎖国」政策の一つであるとする森克己氏の通説は、氏自身が提示した史料をもつてしても成立しえないことが明らかになった。ついで、従来看過されてきた諸史料によりその制度の実体を検討した結果、唐衛禁律・越度縁辺関塞条の相当条文としてその存在が推定される養老律の逸条こそが、後世において「渡海制」とよばれるものの実体であると考えるに至った。

このような結論が認められるとすれば、九世紀末における遣唐使の停止をまさにエポックメイキングな事件と理解し、それ以後の一連の対外政策を「鎖国的」・「退嬰的」なものとして、その消極的側面のみを強調する現在の一〇世紀の対外関係史像は、あらためて見直しが行なわれるべきではなからうか。

史料の制約が大きく、推論に推論を重ねる結果となってしまったが、小稿がそのような再検討にあたっての何らかの手がかりとなれば幸いである。

注

(1) 森克己『日宋貿易の研究』(国立書院・一九四八)八三―一九頁、同「転換期十世紀の対外交渉」(『続日宋貿易の研究』・国書刊行会・一九七五)。

(2) 木宮之彦「日宋交通の展開」(『海外視点日本の歴史五・平安文化の開花』・ぎょうせい・一九八七)二五三頁、脇田晴子「日宋貿易」(『京都の歴史二・中世の明暗』・学芸書林・一九七二)七七頁等がある。

- (3) 森克己・註(1)著書・一一六頁。
- (4) 石上英一「日本古代一〇世紀の外交」(『東アジア世界における日本古代史講座』七・学生社・一九八二)一一八―一三〇頁参照。
- (5) この事件に関する専論としては、滝川政次郎「日遼密貿易事件」(『滿支史説史話』・日光書院・一九三九)、常盤大定「我が平安朝時代に於ける日本僧の入遼」(『東方学報』東京一一一・一九四〇)、島田正郎「日遼交渉」(『遼朝史の研究』・創文社・一九七九)等があるが、森克己氏のように渡海の禁令の観点から考察したものはない。
- (6) 『後二条師通記』寛治六年一〇月二三日条。
- (7) 『中右記』寛治七年二月一九日条。
- (8) 『後二条師通記』寛治七年三月一二日条。
- (9) 『中右記』寛治七年一〇月一五日条。
- (10) 『中右記』寛治八年二月二九日条。
- (11) 『中右記』寛治八年三月六日条。
- (12) 『中右記』寛治八年五月三日条。
- (13) 『中右記』寛治八年五月四日条。
- (14) 『中右記』『百鍊抄』寛治八年五月二五日条。
- (15) 『中右記』寛治八年五月二八日条。
- (16) 『中右記』『後二条師通記』永長元年七月一四日条。
- (17) 『中右記』永長元年九月二二日条。
- (18) 森克己・註(1)著書・第二編「我が受動的貿易の展開」および第三編「我が能動的貿易の展開」。
- (19) この解文中の渡海の禁制に言及したものとては、後に本文中で検討する坂本賞三氏の著書を除いて、土田直鎮『日本の歴史五・王朝の貴族』(中央公論社・一九六五)三六六頁、石井正敏「日本と高麗」(『海外視点日本の歴史五・平安文化の開花』・ぎょうせい・一九八七)一六七頁、棚橋光男『大系日本の歴史四・王朝の社会』(小学館・一九八八)一五八頁等があるが、いずれもその禁制の制定時期等に関しては説明していない。

- (20) 坂本賞三『日本の歴史六・撰関時代』(小学館・一九七四)二二四〜二五頁。
- (21) 円仁『入唐求法巡礼行記』会昌七年閏三月一〇日条および六月五日条。
- (22) 佐伯有清『最後の遣唐使』(講談社・一九七八)一六八〜一七二頁。
- (23) 『日本三代実録』貞観一六年六月一七日条。
- (24) この条文が養老律に存在したかどうかを考える場合、その前提として『唐律疏議』の製作年代が問題となるが、仁井田陞氏は「故唐律疏議製作年代考・下」(『東方学報』東京二・一九三二)二〇九頁において、この越度縁辺関塞条は開元二五年以前の律にも存在したとしており、『唐律疏議』が開元二五年律疏であるとしても、当条が養老律に継受される可能性は十分にある。
- (25) 仁井田陞・註(24)論文・二〇八頁。
- (26) 滝川政次郎「衛禁律後半の脱落条文——律令時代の私貿易の禁——」(『法制史論叢第一冊・律令格式の研究』・角川書店・一九六七)。
- (27) たとえば、甲元真之「先史時代の対外交流」(『日本の社会史一・列島内外の交通と国家』・岩波書店・一九八七)をみよ。
- (28) 石母田正『日本の古代国家』(岩波書店・一九七二)第三章「国家機構と古代官僚制の成立」、同「天皇と諸蕃——大宝令制定の意義に関連して——」(『日本古代国家論』第一部・岩波書店・一九七三)等参照。
- (29) 石母田正・註(28)『日本の古代国家』第二章第四節「第二の周期 天平期」、佐伯有清「九世紀の日本と朝鮮——来日新羅人の動向をめぐって——」(『歴史学研究』二八七・一九六四)、遠藤元男「貞観期の日羅関係について」(『駿台史学』一九・一九六六)、石上英一・註(4)論文・一〇二〜一〇八頁等参照。
- (30) この高麗請医事件の経緯、および対外関係史上における意義などに関しては、青山公亮「高麗よりの来歴に対する日本政府の態度」(『明治大学文学部研究報告東洋史第三冊・日麗交渉史の研究』・一九五五)、森克己「日麗交渉と刀伊賊の来寇」(註(1))『続日宋貿易の研究』、奥村周司「医師要請事件にみる高麗文宗期の対日姿勢」(『朝鮮学報』一一七・一九八五)、石井正敏・註(19)論文等参照。
- (31) 『朝野群載』卷二〇・異国・大宰府請官裁解。